

令和6年11月25日

第5回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第5回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和6年11月25日(月) 午後2時～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2 号 農用地あっせん申出の取下げについて

報告第 3 号 荒廃農地に係る非農地判断の取消について

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に
ついて
(所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定
による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定につ
いて

議案第 3 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 農地利用変更届について

議案第 6 号 農用地あっせん申出について

議案第 7 号 利用状況調査に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 松 木 茂 久	2 番 生 川 裕 也	3 番 福 々 迫 義 隆
4 番 前 田 真 津 美	5 番 井 手 康 則	6 番 西 村 久 則
7 番 滝 下 真 弥 子		9 番 下 高 原 誠
10 番 内 蘭 光 弘	11 番 西 川 路 利 広	12 番 西 山 昭 二
13 番 小 荒 田 大 樹		15 番 下 川 道 孝
16 番 池 田 由 美 子	17 番 濱 田 保	18 番 田 代 繁 樹
19 番 税 田 祐 子		

農地利用最適化推進委員

20 番 川 畑 淳 一	21 番 森 川 泰 夫	22 番 奥 村 祐 樹
23 番 前 田 剛	24 番 今 村 量 則	25 番 南 圭 司
26 番 京 田 富 久	27 番 鶴 田 伸 一 郎	28 番 小 村 亮 太
29 番 湯 之 上 大 幸	30 番 廣 森 修	31 番 田 之 上 洋
32 番 濱 田 卓 郎	33 番 上 拂 忠	34 番 松 澤 雅 人
35 番 澤 山 善 治	36 番 下 吹 越 浩 之	37 番 大 迫 恵 太
38 番 塚 田 右 京		

1 小委員長

2 番 生 川 裕 也

1 欠席委員

8 番 石 嶺 義 孝 14 番 徳 留 幸 信

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

小 吉 建 治

農地総務係主査

榑 原 かおり

主幹兼振興係長

前 田 昭 市

振興係主事

藤久保 宏 実

振興係主事

今 吉 蓮 樺

主幹兼地域計画係長

向 吉 真 一

地域計画係主査

宮 崎 美 里

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地総務係主査 榑 原 かおり

1 開会 午後 2 時

事務局	全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第5回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「11番委員」と「12番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。 議案書の6ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第3号荒廃農地に係る非農地判断の取消についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第3号荒廃農地に係る非農地判断の取消についての説明をいたします。 議案書の7ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る

事務局

意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案書の８ページをお開きください。

今月の議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は、５件でございます。

（番号１を議案書どおり読み上げ説明）

以下については、お目通しください。

今回の所有権移転分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第１号のうち所有権移転分の１番と２番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第２５条の規定を準用し、２５番委員の退席を求めます。

（２５番委員の退席を確認）

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第１号のうち所有権移転分の１番と２番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分の１番と２番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

（２５番委員の復席を確認）

次に、議案第１号のうち所有権移転分の３番から９ページ５番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第１号のうち所有権移転分の３番から５番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分の３番から５番については、

	原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の10ページから15ページまでの22件で、うち新規が14件、再設定が8件となっています。 議案書の10ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 なお、15ページの総合計は38筆、32, 205㎡です。 今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち利用権設定分の1番から15ページ22番まで、一括審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第1号のうち利用権設定分の1番から22番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分の1番から22番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	今月の議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定は8件です。 それでは、議案書の16ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)

	以下については、お目通しください。 なお、本議案については、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画作成にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定において、市町村に対し農用地利用集積等促進計画案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができるようになっており、同法第19条第3項の規定において「市町村は、農用地利用集積等促進計画案の作成にあたり必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」となっていることから意見聴取を求めるものです。
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま、事務局の説明のとおりであります。
事務局	それでは、議案第2号のうち1番と2番については、新規就農者1名に関する案件で、事務局が営農状況等の調査を行っておりますので、事務局に報告を求めます。 それでは、新規就農者について、事務局から報告いたします。 申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。 また、営農計画書については、資料の1ページに掲載していますので、併せてご覧ください。 1番と2番につきましては、事務局で調査を行いました。 申請人は、板金加工業に従事していましたが、知人の農業を手伝ったことをきっかけに、自分でも営農したいと思い、このたび新規就農者となりました。 農機具等は、知人のものを借用し、栽培技術、機械の操作については、知人から教わるため問題はありません。 栽培品目はオクラ、スナックエンドウを中心に、年間販売高300万円を目指しています。 作業に従事するのは、基本的に本人1人です。 なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。 以上、事務局から報告いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の報告のとおりであります。 それでは、議案第2号のうち1番と2番について、ご審議願います。 これにつきましては、会議規則第25条の規定により、19番委員の退席を求めます。

委員
議長

(19番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定のうち、1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(19番委員の復席を確認)

次に、議案第2号の3番から18ページ8番まで、一括審議願います。

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号の3番から8番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定のうち、3番から8番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

11月11日の転用調査時に私と7番委員、20番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は、意欲的に営農に取り組んでおります。

1番は子への贈与、2番と4番は親族への贈与、3番と5番は兄弟への贈与、6番は知人への贈与、7番から14番は売買で、贈与税に関しては理解しているとのことでした。

14件のうち3番については、住宅に隣接する農地で所有権移転の特

	例を適用した申請となっておりますが、いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響はないものと思われます。 最後に、農地法第3条調書及び位置図、字図につきましても、審議資料の2ページから49ページに添付してありますように、すべての案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましても、農地法第3条調書のとおり、すべての案件が、前述の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断しますが、審議資料等をご参照のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第3号のうち1番について、ご審議願います。 これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、22番委員の退席を求めます。 (22番委員の退席を確認) ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号のうち1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてのうち1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (22番委員の復席を確認) 次に、議案第3号の2番から24ページ14番まで、一括審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
11番委員	13番と14番の譲受人が、志布志市の法人ですが、営農形態について、わかれば教えてください。
事務局	譲受人の法人は、指宿市内に親会社を持つグループ会社で、焼酎用の芋を出荷しており、今回取得する農地の周辺にも耕作農地があり、一体的に営農を行っております。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号の2番から14番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち2番から14番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。

まずは、番号1番です。転用目的は駐車場です。

審議資料の50ページをお開きください。

申請地は、 から北西へ340m離れた農地で、西は水路、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項につきましては、住宅等が連たんする区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。

申請人は、医療法人の代表で、申請地を取得し、隣接地の病院や施設の従業員駐車場及び業者の搬入用駐車場として整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、コンクリート舗装を行う予定です。構造物の建築はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

次に、番号2番です。転用目的は一般住宅です。

審議資料の51ページをお開きください。

申請地は、 から東へ180m離れた農地で、東は畑、西及び北は宅地、南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、所有地に自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界にはブロックを設置する予定であることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

議長

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番です。転用目的は駐車場です。

審議資料の52ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北へ400m離れた農地で、東と北は畑、西と南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、市内で民宿を営んでおり、今回、新たに古民家を取得し、民泊を開業する計画で、その隣接地を駐車場として利用するために、申請地を取得し、駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、土留工事を行う予定です。構造物の建築はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、3件の申請に対しては、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

委員
議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号の1番から3番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第4号の1番から3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号農地利用変更届についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

農地利用変更届は、番号1番と2番の2件ですが、一体的な利用となることから、一括して報告します。

	申請者，土地の所在地，地目，面積等は議案にお示しのとおりです。 審議資料の５３ページをお開きください。 申請地は，XXXXXXXXXXから北へ１２０ｍ離れた農地で，東と北は田，西は田及び畑，南は里道及び用悪水路に接しています。 申請地は，隣接地よりも数メートル低く，水はけが悪いことから，高低差を解消するために，約１．５ｍ盛土して，耕作の際の利便性を改善するものです。 以上報告のとおりですが，皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は，ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは，議案第５号について，ご審議願います。 ご質疑，ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第５号については，原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって，議案第５号農地利用変更届については，原案のとおり承認することに決定いたします。 次に，議案第６号農用地あっせん申出についてを，議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案書の２７ページをお開きください。 議案第６号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。 今月は，売渡申出が７件でございます。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以下については，お目通しください。 なお，見取図，地籍図につきましては，審議資料の５４ページから６５ページに掲載しています。 続きまして，買受・借受希望をご説明します。議案書は２９ページになります。 今月は，買受申出が１件でございます。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明）
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 ただいま，事務局の説明のとおりであります。 それでは議案第６号について，ご審議願います。

委員
議長

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

ご質疑なしと認めます。

このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

売渡・貸付から申し上げます。

議案書の27ページをお開きください。

番号1は、36番委員と17番委員。

番号2は、17番委員と36番委員。

番号3は、8番委員と27番委員と16番委員。

番号4は、16番委員と27番委員と8番委員。

番号5は、12番委員と31番委員。

番号6と番号7は、12番委員と31番委員。

引き続き、買受・借受希望について申し上げます。

議案書の29ページになります。

番号1は、24番委員と5番委員。

以上、事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

委員
議長

(各委員了解あり)

それでは、議案第6号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題といたします。

事務局

事務局に議案の説明を求めます。

議案第7号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は30ページから31ページになります。

今回の非農地判断は、水迫公民館北東側、久保公民館周辺及び南側を対象としております。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査等により、農地に復元して利用することが困難と見込まれるとして

	分類された農地が、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、事務局で現地確認の再調査を行いました。 その結果、議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することが困難と見込まれることから、農地に該当しない土地であることを確認しました。 よって、21筆13,802㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。 なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。 皆様のご審議をよろしくお願いします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第7号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第7号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第7号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。 本日の議題は、これで終了いたしました。 ほかにはございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 ほかになければ、その他に入ります。 その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	その他について、ご説明いたします。議案書の32ページをご覧ください。 その他（議案書32ページを参照して説明） 1. 11月の行事報告 2. 12月の行事予定等 ほかにはございませんか。
議長 委員 議長	「なし」の声あり。 ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。 これをもちまして、第5回指宿市農業委員会を閉会いたします。

事務局

全員ご起立ください。
一同礼。

(閉会 午後 3 時)

指宿市農業委員会会長 松木 茂久

議事録署名委員 1 1 番委員 _____

議事録署名委員 1 2 番委員 _____

